

《レポート》

児童虐待と妊娠期からの危機

木下 真（日本子ども学会事務局長）

子どもが虐待の犠牲となる痛ましい事件が後を絶ちません。昨年3月には東京都目黒区で5歳の船戸結愛さんが親にわびる反省文を必死に綴ったにもかかわらず、義理の父親に暴行を加えられた上に食事も与えられず、命を絶たれてしまいました。今年1月には、千葉県野田市で小学4年生の栗原心愛さんが、教師に助けを求め児童相談所に一時保護されたにもかかわらず、実の父親の暴力から逃れることができずに、命を失う事態となりました。

児童虐待など、あってはならないことだと誰もがわかっていて、保護対策に取り組んでいるはずなのに、効果が上がらないのはなぜなのでしょう。社会福祉審議会児童部会の専門委員会の報告書や「こうのとりのゆりかご」についての検証報告などを参考にしながら改めて児童虐待について考えてみました。

児童虐待が増加する社会なのか

厚生労働省によれば、児童相談所の児童虐待相談対応件数は、2017年度は13万3778件。1990年から27年連続で増加し、過去最多です。ここ20年間で25倍にも膨れ上がり、この5年間は、毎年1万件以上の前年増が続いています。

社会の道徳的基盤が壊れてしまったのではないかと、思うぐらいの急激な増加ですが、これは児童相談所に寄せられた通告に応じた相談対応件数なので、主観的な「泣き声通告」や事実が存在しない「虚偽の通告」への対応も含まれていて、児童虐待件数とイコールではありません。

2000年の児童虐待防止法の制定と、その後の児童福祉法も含めての度重なる改正によって通告義務が強

化されたことや社会の価値観の変化による「発見者の増加」を示している数字に過ぎず、虐待増加のエビデンスにはならないと主張する社会学者もいます。2004年の児童虐待防止法の改正により、通告する児童の範囲を、「虐待を受けた子ども」ではなく、「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大したことも増加の要因の一つになっていると言われています。過去には、2005年に東京都の福祉保健局は、虐待相談として受理したうちの4分の1は虐待ではなかったという調査結果を公表しています。

しかし、一方で、「泣き声通告」や「虚偽の通告」などによって数字が実態よりも膨らんでいるのだとしても、「体に外傷があった」「服装があまりにもみすばらしい」「虫歯の数が尋常ではない」「叫び声とともに殴打する音が聞こえた」などの虐待の事実を疑わせる事例も多く、通告の件数の増加は虐待そのものの増加を反映した結果だという判断もあります。

それを裏付けるかのように、3月14日の警察庁の発表によれば、昨年1年間に全国の警察が摘発した児童虐待事件は1380件、被害に遭った18歳未満の子どもは1394人と、こちらも過去最多となっています。警察庁は「情報提供が増える中で徹底した調査を進めているため」と理由を述べていて、取り締まりが厳しくなった影響も示唆していますが、事件として処理するレベルの虐待が相当数あることは否定できません。

これまで埋もれていた虐待の数字が表に出てきたというだけではなく、何らかの原因で子育て家庭が厳しい状況にあることは、不安定な非正規労働者が全労働者の4割近くにまで拡大したこと、結婚できないカップルや子どもの貧困といった経済格差が固定化したことなど、その他の状況証拠によっても容易に推測されます。

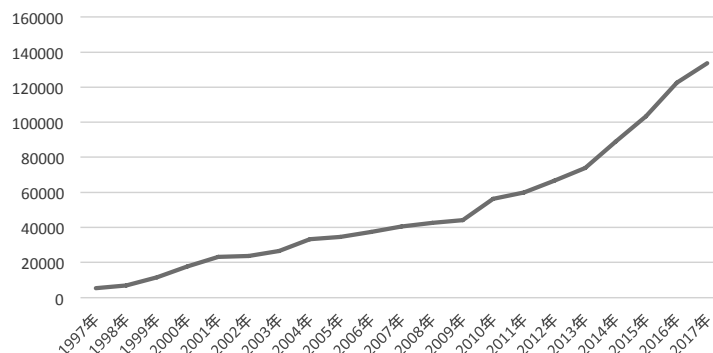


図1：児童相談所の児童虐待相談件数の推移

私たちの社会には、子どもを授かることを喜びではなく、リスクと考えるような意識がいつの間にか定着してはいないでしょうか。センセーショナルな事件報道が流れると、親の残虐性だけがクローズアップされがちですが、ある時期から突然若い親たちの人格破たんが急増するとは考え難いので、社会構造の問題として背景を探ることが重要だと感じます。

児童虐待死の77%は3歳未満

昨年8月、社会保障審議会児童部会のもとで「虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第14次報告書が公表されました。同委員会は、2003年から各地方自治体や全国の児童相談所の調査報告を集約し、明らかになった問題点や課題から具体的な対応策を国や地方公共団体に提言するために設置されているものです。

虐待相談対応件数や警察の虐待事件の検挙数は急増していますが、虐待死の件数はほぼ年間70件～140件の間を推移しています。そして、この14年間の検証結果は以下のようにまとめられています。

第1次から第14次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 685例 727人】

- ・0歳児の割合は47.5%、中でも0日児の割合は18.6%。さらに3歳児以下の割合は77.0%。
- ・加害者の割合は実母が55.6%と最も多い。
- ・妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診などの状況が25%程度見られる。（※第3次報告から第14次報告までの累計）
- ・家庭における地域社会との接触状況がほとんどない事例が39.5%。（※第2次報告から第14次報告までの累計）

過去の報告書においても専門家の間で注目されてきたのは、虐待死の大多数を占めるのが3歳以下の乳幼

児であるということです。さらに言えば、0歳児が半数近くを占め、生まれた直後に命を絶たれてしまう嬰兒殺しも2割近い数字を示します。親子の間に愛着関係が確立する以前の段階で、出産をなかったことにしてしまうかのように、一方的に命が絶たれてしまうことがわかります。

児童虐待そのものはあらゆる年齢層で確認され、小中学生はもちろん高校生もいますが、虐待死に限って言えば、被害に遭っているのは主に3歳以下の乳幼児です。そのことから、児童虐待の要因の一つが明らかになります。それは親が望んでいなかった「予期しない妊娠／計画していない妊娠」です。

児童虐待の端緒は妊娠期にある

子どもを産み育てられる環境にない親の元に子どもが誕生し、赤ん坊を授かった喜びよりも、生活を脅かすリスクへの不安が強く、灯ったばかりの命の炎をかき消してしまう。報告書は、児童虐待は妊娠期から母親が一人で悩みを抱える形で、すでに始まっていると訴えています。

今回の14次報告書では、10代で妊娠した母親の虐待死事例について、とくに詳しく分析しています。心中以外の虐待死において母親の年齢が10代の割合は17%であり、これは我が国における全出生数のうち10代の占める割合が約1.3%前後で推移していることと比較すると、かなり高い数値になります。その母親の78.5%が、妊娠は「予期しない妊娠／計画していない妊娠」だったとしています。

第5次報告から第14次報告までで、10代で妊娠した母親の子どもの場合、心中以外の虐待死は99人、心中による虐待死は12人になります。年齢は0歳児が50人（45%）、そのうちの半数の25人は誕生したその日に亡くなっています。

母親の特性としては、子どもの成長発達を促すために必要なかわりのできない「養育能力の低い」母親は67.7%で、医師の診断により「精神疾患あり」とさ

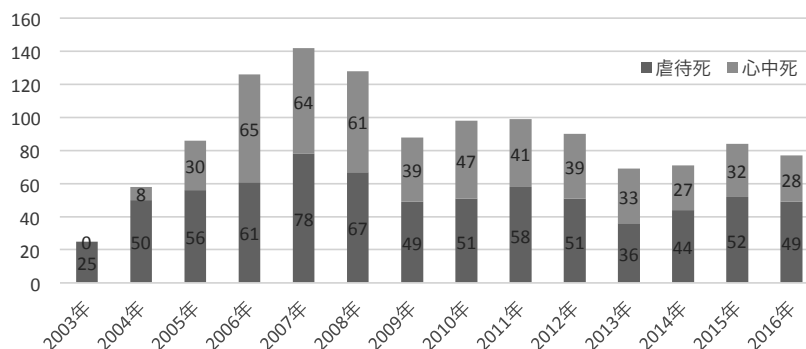


図2：児童虐待による死亡事例の推移

れる母親が13%に及びます。すなわち、虐待していた10代の母親の多くが、授乳や食事、清潔さの確保、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面の配慮など、愛情がなければこなしきれない、子どものさまざまな世話を適切に果たすのが難しかったと推測されます。地域との交流は67.6%が「ほとんどない」か、「乏しい」としています。

もともと望まない妊娠・出産であり、経済的にも育てるのが難しく、本人は人間的に未熟であり、パートナーも含めて周囲の協力も得られない。そして、将来の見通しもないままに、子育ての日々の世話や責任を負わされ、精神的に追い込まれるケースが少なくない。そんな解釈が成り立つかもしれません。

生まれてからでは手遅れになることも

報告書には過去の虐待死の該当事例がいくつか掲載されています。内容からするとまるで昭和の時代のようなですが、以下は2015年と2016年の事例です。

「駅のトイレで出産した子どもを、そのまま近くの植え込みに放置し、死亡させた。警察に対し、『妊娠と出産を知られなかった』『赤ちゃんが泣き止まなかったので放置してしまった』と話していた」（母親16歳）

「子ども（0歳）の泣き声をうるさいと感じ、夫婦で子どもをゴミ箱に入れ、窒息死させた」（母親17歳）

「交際相手とともに、子ども（0歳）に冷水をかけて、その後放置し、死亡させた」（妊娠時18歳 児童死亡時22歳）

「就寝中の子ども（0歳）が呼吸をしていないと救急搬送されたが、その後死亡した。長時間、授乳等が行われていなかったことが確認された」（母親18歳 児童死亡時19歳）

「子ども（3歳）が言うことを聞かなかった事を理由に、夫が子どもを床に突き倒すなどの暴行を加え、頭蓋内損傷により死亡させた」（妊娠時19歳 児童死亡時23歳）

「母親と養父が、浴室にて子ども（3歳）の後頸部付近を足で踏み、その頭部を水没させるなどの暴行を加え死亡させた」（母親19歳 児童死亡時22歳）

痛々しい限りですが、このような虐待事例を、母親やパートナーの人間性の問題として断罪し、犯罪者と

して裁くことで終わらせてしまえば、児童虐待の実態を明らかにすることも、その根を断つことも難しいと思われます。たとえ、愚かしい考えや身勝手な動機にとらわれていたとしても、その親たちには、子どもを愛せなかったり、出産をなかったことにしたいと思う背景があるはずです。

該当事例からは、子どもが生まれてしまってからでは手遅れなのではないか、という印象を強く受けます。虐待報道を目にすると、なぜ愛するわが子にこんなむごいことができるのかと、子どもが不憫でなくなりますが、もともと子どもを「愛するわが子」と思えない状況下で出産しているというのが、真相のように感じます。

「こうのとりのゆりかご」を頼る妊婦たち

虐待とは直接には結びつきませんが、妊娠によって精神的に追い込まれて、熊本県のある産婦人科病院を頼る妊婦たちについての検証報告があります。慈恵病院と言って、ここには日本で唯一、赤ちゃんを匿名で預けることのできる「こうのとりのゆりかご」が病院内に設置されています。

熊本市は、「こうのとりのゆりかご」についての検証報告書を作成していて、2007年の開設当初から10年間にこの制度を利用した母親たちの「預け入れの理由」についてデータをまとめています。それを見ると、子どもを自ら育てられないとして、病院に頼った母親の事情が浮かび上がってきます。

最も多いのは「生活困窮」で、次に多いのが「未婚」。そして「パートナーの問題」、「不倫」、「世間体・戸籍に入れたくない」と続きます。意外ですが、「育児不安・負担感」はあまり高い数字ではありません。

「こうのとりのゆりかご」は、児童遺棄やネグレクトから子どもの命を守るために設置されているもので、この制度を利用する母親と出産後ほどなく虐待を

表1：「こうのとりのゆりかご」に預け入れた理由（複数回答）

	件数	割合（％）
生活困窮	34	26.2
未婚	27	20.8
パートナーの問題	22	16.9
不倫	17	13.1
世間体・戸籍に入れたくない	17	13.1
親（祖父母）の反対	10	7.7
養育拒否	10	7.7
育児不安・負担感	5	3.8
その他	13	10
不明	33	25.4

始めてしまう母親たちとの間には少なからず共通点があると考えられます。実際に、「こうのとりのゆりかご」を利用した女性たちの中には、「この病院がなかったら、どこかに子どもを置き去りにしてしまったかもしれない」と発言している人もいます。ゆりかごに預け入れられた事例については、第3期検証報告にまとめられていて、妊娠・出産のリスクを回避しようとする妊婦の事情がより具体的に見えてきます。

◆事例1：未婚で妊娠し、中絶に10万円かかると言われできなかった。市の福祉課に相談したが、母子生活支援施設は空きがなく入れなかった。病院で出産後、市の保健師の訪問を受けたが相談ができなかった。「ゆりかご」をインターネットで知り、預け入れた。

◆事例2：既婚で3人目の妊娠。夫に大反対され、また生活が苦しく、これ以上は子どもを育てられないとの理由で、誰にも相談せず、自宅出産後に新幹線を利用して預け入れた。なお、夫は中絶したと思っており、出産事実を知らなかった。

◆事例3：妊娠し、同棲しようとした矢先に婚約者が行方不明となった。一人では経済的に育てられない、また、戸籍にも載せたくないとして自宅出産し、インターネットでゆりかごを調べて預け入れた。親には、子どものことを何度も相談しようと思ったが話せなかった。

◆事例4：未婚での妊娠。最初は産む方向で相手と話していたが、その後、産むか産まないかでもめたことから、相手とも会わなくなった。自宅出産した1か月後、仕事に復帰する前日に預け入れた。

「生活苦で育てていくのが難しい」「近い人間に知られたくない」「パートナーとの関係が良好ではない」などの理由がさまざまに重なって、相談相手が得られず、孤立していく妊婦の様子がうかがえます。

慈恵病院では「こうのとりのゆりかご」の運営だけではなく、「24時間SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談窓口」を設けて、望まない妊娠・予期せぬ妊娠に悩む女性たちの相談に24時間365日応じています。

望まない妊娠にもかかわらず、何らかの理由で妊娠に気づかなかったり、思い悩んで時間が経過して、中絶が可能な妊娠22週目を過ぎてしまうと、女性はただただ出産までの日々を煩悶しながら過ごすことになります。できるだけ早い段階から、リスクを抱えた妊婦の相談にのり、支援の手を差し伸べていくことが、迂遠なようでいて、児童虐待とは無縁の温かい家庭を増やしていくことになるのだと思います。

現代にふさわしい子育て世代支援策を

現在、相次ぐ虐待事件を受けて、「親権者などによるしつけ名目の体罰の禁止」や「児童相談所の体制強化」を柱とする児童福祉法や児童虐待防止法の改正案を閣議決定し、一部規定を除き、2020年4月1日に施行するとしています。

今回の改正案は、警察と児童相談所などが緊密に連携し、問題のある家庭に強制的な介入をしやすくするものです。親の懲戒権を否定したことは評価されますし、緊急下において子どもの安全を確保するためには必要なことだと思われますが、これまで見てきた通り、より根本的な解決をめざすには、それと並行して、児童虐待を未然に防ぐための妊婦や母子の支援策が求められるのは言うまでもありません。

児童虐待は他の犯罪と異なり、魔が差して行われるものではなく、もともと子育てが可能になる条件が整っていなかったり、家庭生活の破たんなどに起因する構造的なものと考えられるので、生活の質の改善がなされなければ、本人たちの態度如何にかかわらず、何度でも同じことが繰り返される可能性があります。

国においても母子保健法のもとで「子育て世代包括支援センター」が法定化され、2020年末までに全国展開することをめざすなど、妊娠前から子育てに至るまでの母子を切れ目なく包括的に支援する施策が進められています。各自治体の努力義務であるために、まだ十分広がりを見せていませんが、このような動きをぜひ加速していったほしいものです。

婚前交渉が当たり前になっている時代でありながら、家庭におけるモラル感覚や男女の役割意識などは昔のままで、その矛盾を若い女性が一身に担わされているようにも思えます。

性にまつわる問題は女性に不利に働くことが多いだけに、よりデリケートな寄り添いが求められます。窮地に立たされている女性を簡単に見捨てたり、モラルで断罪するのではなく、もっと現代にふさわしい子育て家族の支援策を探していくべきでしょう。

現在進めている緊急下の対策と、包括的な子育て世代の支援策とが功を奏して、過去最多と言われる児童虐待が少しでも減ることを祈るばかりです。

〈引用文献〉

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第14次報告」(社会保障審議会児童部会、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)、『Q&A 児童虐待防止ハンドブック』(児童虐待問題研究会編著、ぎょうせい)、「こうのとりのゆりかご第3期報告書・第4期検証報告」(熊本市要保護児童対策地域協議会・こうのとりのゆりかご専門部会)。